

國務大臣が責任を負うのである。この天皇無答責の原則は、
天皇は國務について究局的には必ず國務大臣の輔弼に従われ
ることを要するといふ憲法上の原則及び実際上もそうであつ
たといふ憲法的慣行と相照応するものであつて、決して天皇
の責任免れのための擬制ではない。

(ウ)のみならず、記録の示す所に上れば、天皇が開戦のため積極
的役割を果された事実無きはもろん、寧ろ戦争を回避せん
がために再三内閣及び軍部に注意を與えてデイスカレッヂさ
れ、殊に東條内閣成立に際しては、問題の一九四一年九月六
日の御前會議決定の白紙還元を御指示になつたほどである。

なお、当時天皇の置かれていたサーカムスタンスを見る
に、枢密院、議會、重臣等のうちにも敢然戦争に反対した者
無く、一般國民の動向も、その頃の新開論調を見れば明か
であるが、対外硬の意見が広く風靡してゐた。これ等の点につ

いても、開戦の際の情勢は終戦の際とは大いに異なる。

こゝにいう情勢の下において、あくまで開戦に反対せられた
らんことを独り天皇に求めるのは、求める方が無理である。
我國有数の自由主義的憲法学者の一人である佐々木惣一博士
も、「近年我が國の誤れる行動の行われたのは、天皇への協
力機関たる、軍部はもろん、政府や立法院等の皆が、十分
にその職分をつくさず、天皇への協力を誤つたことの結果で
ある」と言い、責任は天皇の協力機関にあることを説いてい
る。また既に引用した天皇に戦争責任ありとする論者さえも、
この点については、次の如く言つてゐる。「野矢の示す所に
よれば、天皇は常に平和を望んだのであるが、立憲的君主と
しての役割を果すことを選んだから、おそらく自己のよりよ
い判断に反してであつたであらうが、各大臣やその他の者が
進言した戦争を容認したのであつた」と。

むすび

日本国民及び政府としては、日本の政治形態は日本人が自由に決定し得るとの根本原則を連合国が確認したことを喜ぶものである。而して日本国民は、共産党を除くその大多数が、新憲法により、「日本国の象徴であり、国民統合の象徴たる天皇の存置をえらんだのである。新憲法下の天皇制は最早超国家主義や軍国主義に利用されるおそれ全然無く、まむしる民主主義的秩序の維持に寄與するものであると信ずる。

また天皇の戦争責任論については、旧憲法の規定と憲法的慣行と開戦の事情から見ても、天皇には責任無しと日本国民は信じており、連合国が戦犯裁判から天皇を除外したことは、我々国民感情にも合致するものである。

29 戦後の日本の移り変り(調査)

第一期

終戦から翌二十一年五月頃までの時期。昔の軍閥時代に打ち建てられたきまきまの体制がこわされ民主主義に基づく政治や経済の根本的改革が行われた時期である。侵略戦争を遂行した日本にこつて、國王の破産は自業自得であり、日本産業水準は日本國民の最低生活が保たれる程度のもので差支えないという連合國の氣持であつた。

第二期

昭和二十一年五月以來、その年の終りまで。昭和二十一年五月に日本が民主化するにつれ連合國、特に米國においてこの段々日本が民主化するにつれ連合國、特に米國においてこの黄乏のどん底に苦しむ日本は到底、その破産もれた産業状態のままでは自ら立ち上ることができないといふことが理解されて來た。當時は非常な食糧や医薬品が不足した時代であつたので初めて米國が日本の救済に乗り出して來た。しかしこの時はまだ米國の援助も、取りあはずに行う程度のものであつて、日本の経済を行く行くは一本立にしてやろうと云ふ氣持の援助ではなかつた。

第三期

昭和二十二年全部が丁度この時期に當つてゐる。その特徴は日本をこのようにして経済的に立ち直させるか、又はそのように政治的に自主性を取り戻させるかについて占領軍の管理政策が非常に建設的、積極的になつて來た時代である。同時に日本國民中の一部極端な分子が自由をはき違え、暴力で無

第四期

大体昭和二十三年の初めから秋頃まで。この年一月六日米國のロイヤル陸軍長官は米國國民の納税負担を軽くすると共に、日本の共産化を防ぐために日本の経済を復興することを必要であるとの述べたのを初めとし、八月十五日には從來まことに窮屈であつた民間貿易の制限が緩和され、十一月には

30. 戦争状態終了宣言に關する総理の意向に對する説明

一九五〇年七月（朝鮮戦争発生後）

戦争状況の終了宣言に（関与）
總理の質問に対する説明

希野の長

戦争状態終了宣言に関する條約の制定問題
にたいする説明

一九五〇年七月十日

條約局長稿

0337

0336

一 戦争状態終了宣言の法律上の効果はどうか

この宣言は、ふだんなら平和條約で實現される外交戰國間の戦争状態の終止すなわち平和關係の回復と何講和條約の確定のみたつのうち講和條約の確定を將來に留保して、まず平和關係の回復を實現しようとするものである。で、講和條約が關係國間に意見一致がなくてよういに来るでもない場合とか大多數の國は平和條約を結んだけれどもそれに參加できなかった國が自らも別に平和條約を結ぶ前にとり急ぎ敵國との關係を平常化する必要があるときに、この措置はとられる。その法的効果は、戦争状態を終了させ平和關係を克復させるにある。大體次のように効果を生ずる。

- 一 敗戦國人は戰勝國の國內法上敵國人扱をされなくなる。
- 二 外交關係は回復される。
- 三 領事關係は回復される。

この三つの効果は必ずあると考へてよい。

最も問題となるのは、日本や独逸のように連合國の占領と管理の下にある場合、戦争終了宣言が、占領と管理との面に対して、如何なる法的効果を生ずるか点である。これに對する解答は、法的効果はかくあるべきものだからより、國際法上の原則はなほないのであつて、いつに戰勝國がどういふ効果と與えようとするか、換言すれば宣言國の意思によつて決定されるものである。ただ、戰勝國の意思をそんたくしていふならば、恐らく占領に對しては効果を及ぼさぬことにし（現在の占領は留保される）、管理に對しては、今日の全面管理の立前を逆にして明白に留保した事柄のみを管理し原則は敗戰國の自主權回復となる（今日の西独に對する英米仏三国の管理の方式がこれである）。この程度の効果をもたすことは、考慮して與へられる。

0339

この点で、更に、われわれの考へなければならぬことは、この占領と管理とが單一國家（たとえばアメリカ）によつて行われているのでなく、連合國によつて行われているから終了宣言の措置をとるかどうか、又、占領と管理との面にどういふ効果を認めるかといふことについて連合國間の話合とそれから意見一致がなければならぬ。これは、平和條約を作るための連合國間の話合と同程度の、又、同性質の困難が伴うであろうといふことである。

ニ米國は法制上終了宣言を發出しうるや

可能である。米國では宣戰の權はコングレスにある。（平和條約は、大統領が上院の承認を得て締結する。）宣戰の効果を終了することは、宣戰の權利をもつてゐるもので、できるといふ考へから、米國では上下兩院が宣戰の合同決議を撤廢して戰爭状態を終了させる旨を宣言して大統領がこれを裁可することによつて、この種の措置をとつた実例がある。

0338